

中央公園整備及び管理運営事業 様式集に関する質問回答（第2回）

No	頁	様式番号	項目名	質問の内容	回答
1	1		様式番号	提案書の枚数が複数となった場合、例えば様式2-1が2枚となった場合は、1枚目を様式2-1-1、2枚目を様式2-1-2のように表現すればよろしいでしょうか。	様式集【令和元年8月20日修正版】1ページ、4_⑧に記載の通りです。そのうえで、枝番を付す場合の表現は、ご質問の通りで問題ありません。
2	54	9-3-1	特定公園施設に関する収支計画	公園使用料収入（利用料金制に伴う収入）は、募集要項P12の（3）③特定公園施設による収入 イ：屋外広場による…、エ：屋外遊び場において…のイベント及び有料サービスの収入が対象でよろしいでしょうか。	公園使用料収入（利用料金制に伴う収入）は、募集要項12ページ、第2_8_(3)_③_イ 後段の「第三者が企画するイベントに対する行為許可に伴う収入」が該当します。同項 イ 前段「屋外広場による民間事業者が企画するイベントに伴う収入」及びエ「屋外遊び場において（後略）」について該当する収入がある場合は、運営独立採算分として適宜追加してください。
3	54	9-3-1	特定公園施設に関する収支計画	“※6サービス対価A1～A3の合計金額が、募集要項で示す「特定公園施設の…上限額」の9割以下”と記載ありますが、募集要項の上限金額は904,136千円（税抜）になりますので、特定公園設置業務に係るサービス対価の参考価格として算定した1,004,596千円（税抜）の9割以下ではないでしょうか。もし、様式9-3-1記載のままですと、904,136千円（税抜）の9割以下ですと、813,722千円（税抜）がサービス対価A1～A3の上限金額となります。	誤植であり、ご理解の通りです。以下のとおり修正します。 「※6 サービス対価A1～A3の合計額が、募集要項で示す特定公園施設の設置業務に係るサービス対価の上限額以下となるよう留意すること。」 詳細は、追って公表する様式集（エクセル）の修正版をご参照ください。
4	55	9-4	特定公園施設設置業務費相当内訳	※6「公募対象公園施設からの収益充当を行っている場合は、その旨を明示すること。」と記載ありますが、収益充当を行わない場合は、明示不要且つ様式9-3-1の「公募対象公園施設の運営利益充当分」は0円となる認識でよろしいでしょうか。	様式9-4において、公募対象公園施設からの収益充当を行わない費用については、その旨の明示は不要です。なお、※6の「なお書き」の通り、各費用において一律、収益充当を行うことは求めておらず、収益充当を行わない費目があっても問題ありません。ただし、特定公園施設設置費用に対する公募対象公園施設からの収益充当は必須です。よって、様式9-3-1の「公募対象公園施設の運営利益充当分」が0円となることは認められません。